

○副議長(小堺仁七君)

以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十五号については、厚生委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本会付厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百十五号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君)

日程第十八議案第百十六号市道路線の変更についてを議題といたします。

本会について提案理由の説明を求めます。

(建設課長 森田 進君登壇)

○建設課長(森田 進君)

御指名をいただきましたので議案第百十六号市道路線の変更について提案理由と内容について御説明を申し上げます。

市道一二号線は、国道一六号線から第四市営住宅へ通じる市道六号線から枝のように出ている小規模な路線であります。本路線を変更することによって市道六号線と接続する系統的な路線となり、道路環境の整備を図ろうとするものでございます。路線の内容でございますが、旧道につきましては幅員一・八メートル、延長五メートルであります。新道につきましては、福生市大字熊川の二・二の一番地を起点にいたしまして、同じく熊川の二・一〇六の三番地先を終点とした幅員四メートル、延長七十九・六メートルの路線に、道路法第十条第二項の規定に基づきまして変更しようとするものでございます。大変難解な説明でございますが、慎重に御審議をいただきますまして、原案どおり御可決くださいますようお願いいたします。提案理由といたします。

○副議長(小堺仁七君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本会に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十六号については、建設委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と叫ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君より本案は建設委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十六号は建設委員

員会に付託することに決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君) 日程第十九請願第四号、高齢者事業団設立に関する請願

書を議題といたします。

事務局として請願書の朗読をいたします。

(市川議事係長朗読) 別添参照

○副議長(小堺仁七君) 朗読は終わりました。

紹介議員天次性男君から本請願趣旨の説明を求めます。

(二十二番天次性男君登壇)

○二十二番(天次性男君) 高齢者事業団設立に関する請願書に對しまして紹介議員

を代表し、本請願書の趣旨説明をいたします。

わが国の人口の高齢化は、御存じのとおり諸外国に比べかなりの速さで進んでいます。したがって高齢者の生きがい等に対する対策を真剣に考えなければならぬと思われ、この第一歩として、高齢者の中で企業等への就職は増えませんが、

何の自覚に合った仕事をして生きがいと求めているという方々のために、すでに各区市で設立し、実施し、成果を上げております高齢者事業団を福生市においても早急に設立し、これら高齢者の生きがい等の問題の解決に取り組んでいかなければならないと強く考えるものであります。同時に、現在、高齢者の団体である福生市福寿会の会員の中

にも、この事業団の設立を強く望む声が多くあることも又事実であります。

このような状況でありますので、議員各位におかれましては本趣旨を深く御理解を

いただき、早速に高齢者事業団が設立できますようお願いを申し上げることに、本請願書が両場一致で御採択いただけますようお願いを申し上げて、本請願書の趣旨説明といたします。

○副議長(小堺仁七君) 以上で紹介議員の趣旨説明は終わりました。

これより本請願に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

請願第四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○副議長(小堺仁七君) 日程第二十議案第九十三号市道路路線の廃止についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長高坂忠君登壇)

○建設委員長(高坂忠君) 御指名がございましたので議案第九十三号市道路路線の廃止

について御報告申し上げます。

本案について補足説明を申し上げます。

(議案審査報告書朗読省略) 別添参照

本案は、去る九月定例会で当委員会に付託され、九月十六日の委員会で継続となり十一月二十一日の委員会において結論づけられたものであります。

これでは審査の内容について説明を申し上げます。

まず、九月十六日の委員会では現地視察を行い、十分にその現状を把握した後、審査に入りました。

冒頭、理事者より市道一六〇号線は熊川保育園裏門に通ずる道路が確保されたことにより不用となったもの、又、市道二二号線は牛浜幼稚園付近にあり、市道幹線五―一三号線の完成により不用となったための廃止であるとの説明を受けて質疑に入りました。

質疑におおは、もっぱら市道一六〇号線に集中しました。その主なものは、廃止となる市道一六〇号線の上にアパートが一軒立て、あふらだが、その処分の方策について、又、建築物

に際しては確認申請をするわけであり、これは建築者が承知して建てたものと思われるので慎重に調査する必要があると思うなどの質疑及び意見が各委員よりあり、これに対し、ア・パートが建築された経過は定かでないが、いづれにしても廃道となり普通財産となった時点で、未処理の廃道敷を含めて十分検討した上で処理したいとの答弁がありました。委員会としては、慎重に審査しては、との意見が多く、継続とすることに決定したわけであります。

続いて十一月二十一日に委員会を開き再度審査いたしました。

審査においては直ちに質疑に入りました。初めに理事者から市道一六〇号線の現況、略図を提示し、前の委員会での指摘事項について説明がありました。その指摘事項については、市道一六〇号線と熊川保育園の通路とア・パートが関係するもので、市道一六〇号線を除くア・パートの敷地と保育園の通路の用地は以前は国有農地であり、それが昭和三十三年熊川保育園の開園に伴い職員用通路が必要となり、現在の市道一六〇号線の保育園通路分の国有農地との交換がなされており、その交換については、時期はずれるが、昭和五十一年になつて市が当時の権利放棄の書類を旧地主からいただき、国に払い下げ申請をして昭和五十一年六月に市が払い下げを受けている。又、

国有農地については昭和四十八年に旧地主が国から買い受けをしており、その後現在のア・パートの所有者が、旧地主が国から買い受けた分と現在の市道一六〇号線分を含めて、当時の旧地主と耕作権者から売り渡しを受けて、という状況にあるとの調査の説明がありました。委員より、このようなことは提案時にわからなかったのか。説明を聞けば了解できるものであり、今後はよく調査の上提案されたいとの意見があった後、採決いたしました結果、全員異議なく了解し、本案については原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、本案に対する建設委員会における審査の補足説明といたします。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。報告といたします。

○副議長(小堺仁七君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十三号については、討論を省略し委員会報

告知あり可決されんことを切望します。

○副議長(小堺仁七君) 「賛成」と呼ぶ者あり
お諮りいたします。

ただいま原田生也君から本案は委員会審査報告のとおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十三号市道路線の廃止については委員会審査報告のとおり可決されました。

○副議長(小堺仁七君) 日程第二十一陳情第四号私立幼稚園園児保護者への助成に関する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 森田治男君登壇)

○総務委員長(森田治男君) 御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました

陳情第四号私立幼稚園園児保護者への助成に関する陳情書の審査経過と結果を簡単に報告させていただきます。

なお、議長あての報告書の朗読は省略させていただきます。

(陳情審査報告書朗読省略) 別添参照

去る九月の定例会最終日におきまして付託を受け、十一月十四日の委員会におきまして、各委員より活発な発言が交わされたわけでありましたが、本年度幼稚園に通園している幼児は、三歳児五十一名、四歳児五百九十七名、五歳児五百三十四名、合計一千百八十二名でございます。

本制度は昭和四十六年十月から実施され、当時は三歳児、四歳児が三百円、五歳児が五百円となっておりますが、五十年代からは一律に五百円を支給し現在に至っているわけがあります。又、近隣の状況といたしましては、羽村町、青梅市では一律に園児一人一千五百円、昭島市では四歳児、五歳児が五百円でありすが、私立幼稚園団体へ百七十五万円の補助を出していることもあり、委員中からも、保育園と幼稚園の違いはあるものの、五歳児の五百円も充足当時から据え置かれていたこと、あるいは経済変動等を考えればある程度引き上げるべきである等の意見

が多くあり、委員会としては本陳情書は採択すべきものと決定した次第であります。当委員会決定どおり採択くださいますようお願いを申し上げ審査報告にかえさせていただきます。

○副議長(小堺仁七君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

以上で質疑は終わります。

お諮りいたします。

陳情第四号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告どおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

御異議なしと認めます。

よって陳情第四号は委員会報告ど

おり採択と決定いたしました。

○副議長(小堺仁七君)

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十日から二十二日までの十三日間、休会いたします。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(小堺仁七君)

御異議なしと認めます。

よって明十日から二十二日までの十三日

間、休会することに決定いたしました。

なお次回本会議は十二月二十三日午前十時から開きます。

午後三時、八分 散会

昭和五十一年度福生市一般会計決算審査特別委員会委員長及び
同副委員長の互選結果報告

昭和五十一年度福生市一般会計決算審査特別委員会の委員長
及び同副委員長と互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、昭和五十一年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員長 費井 代次

同副委員長 東田 正治

昭和五十二年十二月九日

昭和五十一年度福生市一般会計決算審査特別委員会

委員 費井 代次

福生市議会議長

岩田 博 殿

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第九十三号 市道路線の廃止について

二 委員会付託月日 昭和五十二年九月十三日 (第三回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和五十二年九月十六日 午前九時

昭和五十二年十一月二十一日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十二年十一月二十一日

建設委員会

委員長 高 波 忠

福生市議会議長 岩 田 博 殿

昭和五十二年十一月二十二日
本委員会に付託された右陳情書について、審査の結果、次の意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

本委員会に付託された右陳情書について、審査の結果、次の意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

一 件 名 陳情第四号 私立幼稚園園児保護者への助成に関する陳情書
二 委員会付託月日 昭和五十二年九月二十七日（第三回福生市議会定例会）
三 委員会開会月日 昭和五十二年十一月十四日 午前八時三〇分

審査報告

陳情 審査 報告 書

- 一件 名 陳情第四号 私立幼稚園園児保護者への助成に関する陳情書
- 二 委員会付託月日 昭和五十二年九月二十七日（第三回福生市議会定例会）
- 三 委員会開会月日 昭和五十二年十一月十四日 午前八時三〇分

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、次の意見を付して採択のうえ、執行機関に送付すべきものと決定した。

（意見）

願意は了とされるので、増額について善処されたい。
右のとおり報告いたします。

昭和五十二年十一月十四日

総務委員会

委員長 森 田 治 男

福生市議会議長 岩 田 博 殿

第四回福生市議会

定

例

会会議録(第十三号)

昭和五十二年十二月二十三日福生市議会議場に第四回福生市議会定例会が開催された。
出席議員は次のとおりである。

一番	原 敏子 君	二番	松 山 清 君
三番	原 田 生也 君	四番	村 野 武男 君
五番	森 田 治男 君	六番	村 尾 栄次 君
七番	鈴木藤次郎 君	八番	山 崎 良之助 君
九番	竹 田 政勝 君	十番	指 田 保雄 君
十一番	宇佐美良時 君	十二番	貫 井 喜代次 君
十三番	川 窪 清一 君	十四番	田 村 市 郎 君
十五番	小 林 南三 君	十六番	小 堀 仁 七 君
十七番	関 米 吉 君	十八番	東 田 正 治 君

第四定
第三目

議百二
議百三
義百四
議百五